

## 扶桑町産業かがやき条例

### (前文)

私たちのまち扶桑町は、愛知県の北西部に位置し、町名の由来といわれる桑畑がかつては一面に広がる中、清流木曾川の流れとともに歴史を刻んできました。また、地理的にも恵まれ、農商工住バランスのよい発展を遂げ、自然・社会・経済・文化の調和のとれたコンパクトな暮らしやすいまちとして、魅力が高まり、人も増えてきました。

この発展とともに、中小企業、小規模企業及び小企業は地域経済の担い手として、また地域社会の支え手として、重要な役割を果たし、地域経済の発展と町民生活の向上に寄与してきました。

しかし、近年少子高齢化や人口の大都市集中などにより、大都市以外の生産年齢人口は減少を続け、人手不足が深刻化しています。また、事業承継問題や経済のグローバル化、情報技術の飛躍的進歩など、中小企業、小規模企業及び小企業を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、その経営環境は厳しさを増しています。

このような状況の下、この地域において循環型経済を築き、次世代に誇りを持ってつなげていくためには、多様な価値観に富んだ中小企業、小規模企業及び小企業自らが、創意と工夫により経営の安定化を目指し、新たな事業展開に取り組み、持続的発展を図るとともに、労働環境を改善し、そこで働く人々全てが、輝けるようにすることが必要です。

そして、町・教育機関・支援団体・金融機関・大企業・町民等が一体となり、その思いを共有し、協働して地域振興に取り組んでいくことが、中小企業、小規模企業及び小企業並びに地域社会に関わる人々を一層輝かせるものと確信します。

自らチャレンジする中小企業、小規模企業及び小企業が輝きを持つことにより、扶桑町が活力のあるまちとして町内のみならず広く地域社会の中心となり、さらには将来を担う子どもたちがこの町に住み続け、働き、夢や希望をかなえて、その笑顔が輝くことを心から願い、ここにこの条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、町内の産業振興が、地域社会の発展及び町民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、町の責務や中小企業者、小規模企業者及び小企業者（以下「中小企業者等」という。）の役割等を明らか

にし、これらが相互に協力するとともに、町の中小企業者等の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業者等及び地域社会が輝き、もって町民の笑顔が輝き続けることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。次号において「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する小企業者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 支援団体等 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づく農業協同組合及び町長の認める中小企業者等を支援する団体であって、町内で活動するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者等以外の者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、町内で事業活動をするものをいう。
- (7) 教育機関等 県内において設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校並びにその他の教育機関及び研究機関をいう。
- (8) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 この条例は、中小企業者等が持続可能な地域社会の形成及び地域住民の生活の向上に大きく貢献する重要な役割を果たしていることを尊重し、中小企業者等の振興を推進することにより、その成長及び地域経済の活性化を図ることを基本理念とする。

(施策の基本方針)

第4条 町は、中小企業者等の振興を図るため、前条に規定する基本理念に基

づき、次に掲げる施策を推進しなければならない。

- (1) 地域資源を活用した事業を推進し、地域循環型経済を形成する施策
- (2) 創業、新たな事業展開、企業連携及び産学連携に関する施策
- (3) 中小企業者等の事業承継の支援に関する施策
- (4) 中小企業者等で働く人材の育成及び確保に関する施策
- (5) 町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者等の受注機会の増大に関する施策
- (6) 中小企業者等の資金調達等の円滑化に関する施策
- (7) 中小企業者等に関する情報の収集及び提供等情報の共有に関する施策
- (8) 児童生徒の職業観及び勤労観の育成に向け、児童生徒の進路意識及び職業意識を醸成する施策
- (9) 町、中小企業者等、支援団体等、大企業者、金融機関、教育機関等と町民との協働に関する施策
- (10) その他町長が必要と認める施策  
(町の責務)

第5条 町は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に適合した中小企業者等の振興に関する施策を推進しなければならない。

- 2 町は、中小企業者等の振興に関する施策の実施に当たっては、中小企業者等の実態を把握しなければならない。
- 3 町は、中小企業者等が地域経済の活性化及び地域社会づくりの促進にとって重要な役割を果たしているということについて、町民への理解を深めるようにしなければならない。
- 4 町は、中小企業者等の振興に関する基本的施策を実施するため、必要な措置を講じなければならない。  
(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対して自らの創意工夫により、新たな事業の展開等に取り組み、主体的に経営基盤の強化及び生きがいを得る労働環境の整備に努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、地域社会の役割を認識し、地域が取り組むまちづくりの活動とともに支援団体等の活動にも積極的に参画するよう努めなければならない。
- 3 中小企業者等は、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援団体等の役割)

第7条 支援団体等は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者等の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 支援団体等は、会員及び組合員相互の関係強化の促進並びに他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者等の成長及び持続的発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者等が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者等に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等により中小企業者等の成長及び持続的発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業者等が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、基本理念にのっとり、民間企業並びに国及び地方公共団体との連携を通じ、中小企業者等の成長及び持続的発展に寄与するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第11条 町民は、基本理念にのっとり、中小企業者等が地域社会の発展及び町民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、地域内の経済循環を高めることに協力するよう努めるものとする。

(産業振興会議の設置)

第12条 町は、産業振興に関する施策の検証及び充実を図るため、扶桑町産業振興会議を設置する。

2 扶桑町産業振興会議の運営等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。